定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月十九日

島根県雲南市掛合町掛合一八六五番地

協栄金属工業株式会社

代表取締役　小山　久紀

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月十九日

岡山県津山市戸島九二一番地五

山一水産株式会社

代表取締役　牧野　秀俊

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月十九日

山口県山口市中尾字木乃七八七番地の一

株式会社夢のみずうみ社

代表取締役　藤原　茂

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月十九日

沖縄県うるま市字州崎七番地一一

株式会社沖縄環境保全研究所

代表取締役　平良　辰二

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年七月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年六月十九日

東京都八王子市高尾町二二〇五番地

高尾登山電鉄株式会社

代表取締役　大野　彰

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である黒川眞一が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月十九日

茨城県つくば市並木二丁目九番地デュオヒルズつくば学園都市一〇〇六号

ＣＯＳＹＬＡＢ　ｄｄ

日本における代表者　黒川　眞一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田久保弘之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年六月十九日

千葉県船橋市海神六丁目二六番一号

ミューチアル・インク

日本における代表者　田久保弘之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中井留美子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月十九日

千葉県習志野市鷺沼一―三―九ジュネス津田沼一〇六　ワールドリソースカンパニー

日本における代表者　中井留美子

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市戸ノ内町六丁目七九二番地一七、最後の住所兵庫県尼崎市戸ノ内町六丁目一四番五号　被相続人　亡　坂本　利子

右被相続人は平成二十九年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十九年六月七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十九日

千葉県銚子市上野町二八三番地五

相続財産管理人　岡野　将史

限定承認公告

本籍和歌山県海草郡紀美野町菅沢一三一番地、最後の住所兵庫県芦屋市若葉町二番二―一三三二号　被相続人　亡　中家　輝尚

右被相続人は平成二十八年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年六月六日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十九日

兵庫県芦屋市若葉町二番二―一三三二号

相続財産管理人　中家　明子

限定承認公告

本籍愛知県瀬戸市藤四郎町六二番地、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町五丁目九八番地の三　ハイツ淀一号館二〇二

被相続人　亡　牛田　雅彦

右被相続人は平成二十八年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十九年六月八日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十九日

兵庫県神戸市東灘区田中町一―一五―七パールビル三〇二カ新堂法律事務所

限定承認者牛田健太

代理人弁護士　茅根　豪

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年七月二十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年六月十九日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社Ｍ２・インベストメント・アドバイザリー　代表取締役　菊池　英彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000228/jr2t/

平成二十九年六月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

茨木特定目的会社

取締役　稲田　秀

訂正公告

平成二十九年六月八日（号外第一二一号）掲載特定非営利活動法人アドバンスの平成二十八年度決算公告（枠組み）中の「単位：千円」とあるは「円」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月十九日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九	二	終りから二三	大阪府泉佐野市市場西３丁目10番中町10番20―201号	大阪府泉大津市田中町12―36号

平成二十九年五月九日掲載の旭川家庭裁判所深川出張所に係る平成二十九年（家）第七五号相続権主張の催告中

（原稿誤り）

一三三	一〇～一一	北海道旭川市宮下通11丁目1266番5番26号深川市３番地カサ・パラディオン902号	申立人　石井一郎
〃	一二	北海道深川市３条５番26号深川総合法律事務所	申立人　菅沼雄洋文

平成二十九年六月十五日（号外第百二十七号）一三ページ一段目に掲載のＡＢホテル株式会社に係る第三期決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

「無形固定資産　6,074」の次行に、次のように加える。

「投資その他の資産　428,223」

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十九日付第一三〇号

二八ページ●同日付政府調達第一一四号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）